

■平成26年度第6回（第236回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成26年9月24日（水） 午前10時25分～午前11時15分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、都市戦略本部長、政策局長、財政局長、総合政策監、保健福祉局長、子ども未来局長

【議 題】（1）「（仮称）さいたま市インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクト」について

< 提 案 説 明 >

「（仮称）さいたま市インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクト」について、保健福祉局長から次のような説明があった。

・当該事業は、本市における就学前の、軽度からグレーゾーンといわれる発達障害の特性を持つ子ども（いわゆる「気になる子」と呼ばれ、一見明らかな障害は目立たないが、行動に気になるところがあり、関わり方に工夫がいる子どもたち）並びにその家族を対象としたものであることから、保健福祉局及び子ども未来局の二局による発議とした。

・今回付議する「（仮称）インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクト」は、これまでの本市の療育機関中心のシステムに加えて、新たに地域や家庭での子どもの発達や日々の生活への支援モデルを導入することにより、本市独自の新たな子育て支援のシステムを展開しようとするものである。

・また、「インクルーシブ子育て支援モデル」は、従来の障害児の早期スクリーニングモデルとは異なり、親の心配事や子ども自身のどうしてよいかわからない困り感等に、迅速に対応可能な支援や日々の生活の支援のモデルとして、障害のある子どもにもない子どもにも、グレーゾーンと呼ばれる子どもにも有効なプログラムの実施を目指している。

・「（仮称）インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクト」では、平成27年度に庁内のプロジェクト・チームを立ち上げ、当該事業の実施計画を作成するとともに、標準化テキストの内容等について検討を行う。また、非常勤特別職医師の採用を行い、このプロジェクト・チームの中心メンバーとして参加するとともに、実施計画の立案や大学・医師会等関係機関との調整を行う。

・平成28年度は、専任の言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、保健師による専門職チームを設置し、標準化プログラムを作成するとともに、地域資源の状況などを考慮し、当該事業に取り組みやすい地域をモデル区として選び、子育て支援講座やプチ相談会、個別フォローアップを小規模に実施する。また、（仮称）子育て支援トレーナーの育成準備を行う。

・モデル区での結果をもとに、課題を整理し、その課題の解決を図りながら、平成29年度には、実施する区を拡大するとともに、(仮称)子育て支援トレーナーの育成も進め、さらに、必要に応じて療育機関にスムーズに紹介できるシステムの確立を図る。

・平成30年度以降は、事業を本市全体に拡大していくとともに、WEBからの情報提供や当該事業による就学前の幼児の支援を学校教育にスムーズにつなげていけるような方法についても検討していきたい。

・当該事業で、期待される効果は、次のとおりである。

①結果的には、軽度からグレーゾーンの子どもに関する相談や、育児不安の強い家族の相談を受けることになると推測される。

②診断をしない子育て支援の延長なので、家族の心配事に関する相談へのハードルが低くなる。

③家族が子ども支援のプログラムを自宅で迅速に取り組めることで、医療機関や相談機関を受診するまでに待たされる不安が解消できる。

④軽度からグレーゾーンの子どもに関する相談を受けることで、療育機関への受診が減少し、本来受診が望まれる子どもの待ち時間の改善が期待できる。

⑤現状では医療機関からの紹介先は療育機関にほぼ限られているが、より敷居の低い紹介先として活用されれば、家族のニーズがより満たされやすい。

⑥医療の枠組みではないので、例えば、家庭での子どもの様子をメールや動画でやり取りしたり、様々なプログラムの具体的な方法を動画で確認できるようにするといったICT(インターネット・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)などを使った方法を展開させやすい。

・当該事業を実施する上での課題は、次のとおりである。

①市が直接全体のフレームを描いてこのような事業を実施するのは、おそらく政令指定都市では初めてなので、詳細な実施計画が必要である。

②非常勤特別職の医師については、平成27年度から採用し、プロジェクト・チームの中心メンバーとして業務を行うとともに、大学等関係機関との調整を行う必要がある。

③専門職チームは、当該事業を始めるに当たり、必要最低限の職種と人数とし、言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、保健師、臨床心理士各2名の計8名と、非常勤特別職の医師1名を確保する必要がある。

・事業費としては、平成27年度は、非常勤特別職医師や研修講師の報酬など約560万円、平成28年度以降は、専門職の新たな配置に加えて、プログラムのテキスト作成、WEBの維持管理その他の予算として職員の人件費を除いて、約1,060万円と考えている。今後、国・県からの補助金等を確認するとともに、細部についてさらに協議をしたいと考えている。

・平成29年度に開設予定の「(仮称)子ども総合センター」の専門相談機関には、児童相談所、こころの健康センター、総合教育相談室、男女共同参画室に加えて、「発達障害児生活支援室」の設置が予定され、今のところ3名の職員配置を想定している。今回の「インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクト」が順調にスタートできれば、平成29年度の「(仮称)子ども総合センター」の開設時にはこの「インクルーシブ子育て支援モデル」の実践を「(仮称)発達障害児支援室」の主たる機能として、位置づけていきたいと考えている。

・当該事業を展開することで、本市の就学前の「家族の育児の心配事」「子の困り感」への対応は、これまでの療育機関を中心としたシステムに、この「インクルーシブ子育て支援モデル」が加わり、この二つのシステムが連携を取りながら、また、医療や保育等と協働できる体制が期待される。

< 意見等 >

・インクルーシブ子育て支援モデルは、全国で初めての取組なのか。

→いくつかの取組のパターンがあって、横浜市のように療育センターを充実させているところもある。また、一部の基本的なプログラムを行政が中心になって行っているところもある。主に医療で対応している他の政令指定都市に比べ、さいたま市の場合は、こうした子どもの診察を行う小児科医や児童精神科医師が少ない事情がある。こうした背景もあり、さいたま市では、医療モデルではなく、子育て支援モデルにより、市で行っている他の事業を見渡しながらか全体を把握してフレームを構築していこうと考えている。こうした取組は、他に例がないのではないのか。

・(仮称)子ども総合センターの開設後は、その一部を使って、市内1か所でプロジェクトの事務局を担当していくのか。

→その通りである。現在は、各区の保健センターで地域の相談を受けているが、そのような相談の機会が1つ増えることになる。インクルーシブ子育て支援事業が市内で展開されるようになれば、子育て支援のトレーナーも育成していくので、保健センターの保健師や保育所の保育士もトレーナーとなりうる。このプロジェクトは、特別な機関に行って何かをするのではなく、地域や家庭の子どもがいる環境の中で、育ちを支援する仕組みをつくっていきたいと考えている。

・このプロジェクトを実施することにより、保護者は相談しやすくなるのか。

→障害児という診断をどこからも受けていないが、どこか気になる点がある子どもを対象として想定している。最初から障害児の総合療育センターへ相談に行くのはハードルが高いので、この窓口を設けることで、保護者は子どもの気になる点などを相談しやすくなるのではないのか。発達障害児の多くは、障害と診断されずに成長していくので、その子どもたちの日々の生活を早い段階からきちんと支援ができるようなプログラムをつくっていきたいと考えている。

・未就学児が小学校に入学するつなぎの段階での教育委員会との連携は、どのように考えているのか。

→今回は、就学前の年齢を対象と考えているが、当然ながら、インクルーシブ子育て支援事業に関わった子どもたちが就学する時には、学校との連携を図っていく予定である。そして、専門機関が継続して引き継いだ方がよい場合には、その連携の仕組みをさらに考えていきたい。

・学校の先生の「気になる子」に対してのより専門的な対応については、研修の機会を設けるとともに、子育て支援トレーナーの育成についても教育委員会と連携した方がいいのではないのか。

→就学児には教育委員会と連携することや、教職員への継続的な研修については、このプロジェクトの関連でしっかりと考えていきたい。

・専門職の配置はどのように考えているのか。

→既存の職員を配置転換するのか新たに採用するのは未定であるが、8名の増員を要望しており、総務局と調整しているところである。

< 結果 >

保健福祉局及び子ども未来局発議の、(仮称)さいたま市インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクトについては、原案のとおり了承する。ただし、人員要望については総務局と引き続き調整すること。また、幼児期と学齢期の間において切れ目のない対応が必要であることから、教育委員会と連携していくこと。

< 会議資料 >

(資料)(仮称)さいたま市インクルーシブ子育て支援モデル・プロジェクトについて